

2022年度

バンコク日系食品産業海外連絡協議会

2023年3月14日

タイ・バンコク輸出支援プラットフォーム
(在タイ日本国大使館、ジェトロ・バンコク事務所)

協力：盤谷日本人商工会議所（JCC）農水産食品部会

- 1. タイ輸出支援プラットフォームの活動について**
- 2. 最近の各種規制の動向について**
(最近発出された規制・食品法改正に向けた動向等)
- 3. タイ向け食品輸出におけるRCEP等の活用について**
- 4. 質疑応答、意見交換など**

タイ輸出支援プラットフォームの 活動について

JETRO Bangkok

（1）輸入規制目安箱機能

タイ側輸入規制に関し、輸入業者等から解決を望む案件に関する相談を受け付ける。



- 外部専門家、アドバイザー等にも意見を伺い、大使館・ジェトロ・農水省等が連携して早期解決を目指す。
- 必要に応じて、タイ側当局との交渉やレターの発行を行い、当局と調整を行う。
- 相談案件の整理、進捗管理を行い、担当が交代したとしても類似の相談に迅速に対応できるよう規制対応アーカイブを整備する。

手戻りや停滞なく、早期の問題解決を目指す

- ◆ 2022年8月2日、タイ輸出支援プラットフォーム専用の相談窓口を設置し、メールで受け付け。
- ◆ タイからの相談はもちろん、日本からの相談も受け付け。
- ◆ 2月までに合計38件受付。輸入事業者、小売り事業者のほか、食品製造事業者や地方自治体からも。
- ◆ 広くご活用いただけると幸い。

(URL) <https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>

お申込み方法



ご相談はメールでお受け致します。

E-mail: ThaiPF_Japanfood(at)jetro.go.jp
(※送信の際は(at)を@に変えてください。)

- 相談窓口からの返信は原則毎週月曜日～金曜日（タイ祝日を除く）とさせていただきます。
- ご相談には受け付け順に対応しております。
内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

相談のイメージ： ○○を輸入したいが××が原因で当局から販売許可が下りない。
 △△の規制内容の詳細を知りたい。

 [Privacy Policy](#)

（2）新規制情報収集・周知機能

新たな告示や告示案、それらに関連する従来の規制の運用変更などについて、情報収集や必要な調査等を行い、関係者に周知する。



- 規制当局ウェブサイト、タイ当局への問合せ・打合せ、タイ食品団体の定期会議等を通じて幅広く情報収集を行い、新たな輸入規制等に関する告示や告示案等について内容の整理を行う。
- アドバイザー等にも意見を伺い、日本での実状・実態や日本への影響について調査を行い影響度を分析する。得られた情報は、できるだけ早く関係者に周知する。
- 必要に応じて、事業者の意見を集約し、タイ当局側に意見出し（パブコメ）を行う。

施行後に混乱が起これないように、新規制へ対応可能な体制を事前に整備

- ◆ 2022年は、遺伝子組み換え食品の製造・表示に関する新規制や食品のプラスチック容器包装に関する新規制などの新たな告示が発出。
- ◆ それらについて、告示等の日本語への翻訳（仮訳の作成）、タイFDA当局への聞き取り等を実施。
- ◆ JETROビジネス短信により解説資料とともに情報発信。

最新情報が知りたい | カントリーレポート・ビジネス短信

最新のタイ市場や輸入規制等に関する情報はこちらをご覧ください。

カントリーレポート


・ 全体レポート（2023年1月更新）  (3.6MB)

ビジネス短信

2023年2月14日	遺伝子組み換え食品規制に係る説明会での新情報(タイ)
2023年1月27日	2023年第1回茶の開税割当結果を発表(タイ)
2023年1月12日	遺伝子組み換え食品規制の新たな運用明らかに、輸出支援プラットフォームで説明会を開催へ(タイ)
2022年12月26日	保健省、食品プラ容器や遺伝子組み換え食品に係るオンライン申請受け付け開始(タイ)
2022年12月16日	タイの日本食レストランが5,000店舗を突破、過去最大の増加数(タイ)
2022年12月13日	日本から青果物など輸出する際のEPA原産地証明書の発給手続き簡素化(世界、タイ、日本)
2022年11月18日	2022年第3回茶の開税割当結果を発表(タイ)
2022年11月15日	2023年第1回茶などの開税割当申請、12月1日から受け付け開始(タイ)
2022年11月10日	保健省、食品ラベル表示や機能性表示など告示案5本の意見公募(タイ)
2022年11月8日	遺伝子組み換え食品の使用・表示に関する告示の詳細明らかに(タイ)
2022年8月9日	保健省、遺伝子組み換え食品の使用・表示に関する告示制定
2022年8月5日	タイ向け食品の輸出支援プラットフォーム、相談窓口を設置・本格始動へ
2022年7月26日	タイ保健省、食品プラ容器の品質規格に係る新基準を制定
2022年7月22日	2022年第2回茶の開税割当結果を発表

 ※ビジネス短信全編

ビジネス短信

ビジネス短信のコンテンツ一覧 

保健省、食品ラベル表示や機能性表示など告示案5本の意見公募

(タイ)







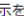
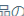
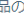


バンコク発

2022年11月10日


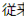


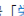



タイ保健省食品医薬品局（FDA）は食品関連の告示案5本について、意見公募を行っている。いずれも締め切りは11月30日。

(1) 包装食品のラベル表示

「包装食品のラベル表示」に関する従来の告示を廃止の上、新たに制定する告示案  について意見公募中 。経緯と比較表  も示している。

包装食品のラベル表示を巡っては、従来は保健省告示367号「包装食品のラベル表示 」（英語仮訳  ）、383号「包装食品のラベル表示（第2版）  」、401号「包装食品のラベル表示（第3版） 」（英語仮訳  ）」、410号「包装食品のラベル表示（第4版）  」と4本の告示を定めていたが、現状に即した内容に改め、内容の明確化なども図るため、これらの告示を廃止し、新たな告示を定めるとしている。

(2) 栄養表示ラベル

「栄養表示ラベル」に関する従来の告示を廃止の上、新たに制定する告示案  について意見公募中 。従来の保健省告示182号「栄養表示ラベル 」（英語仮訳  ）、219号「栄養表示ラベル（第2版） 」（英語仮訳  ）、392号「栄養表示ラベル（第3版） 」（英語仮訳  ）を廃止し、新たな告示を定めるとしている。

意見公募についての情報発信の例

ビジネス短信の発信

（3）調査・レポート作成機能

規制の運用実態、輸入に係る検査の実態等を含め、タイ向け輸出に役立つ個別具体的なテーマごとに調査し、レポートを作成・公表する。

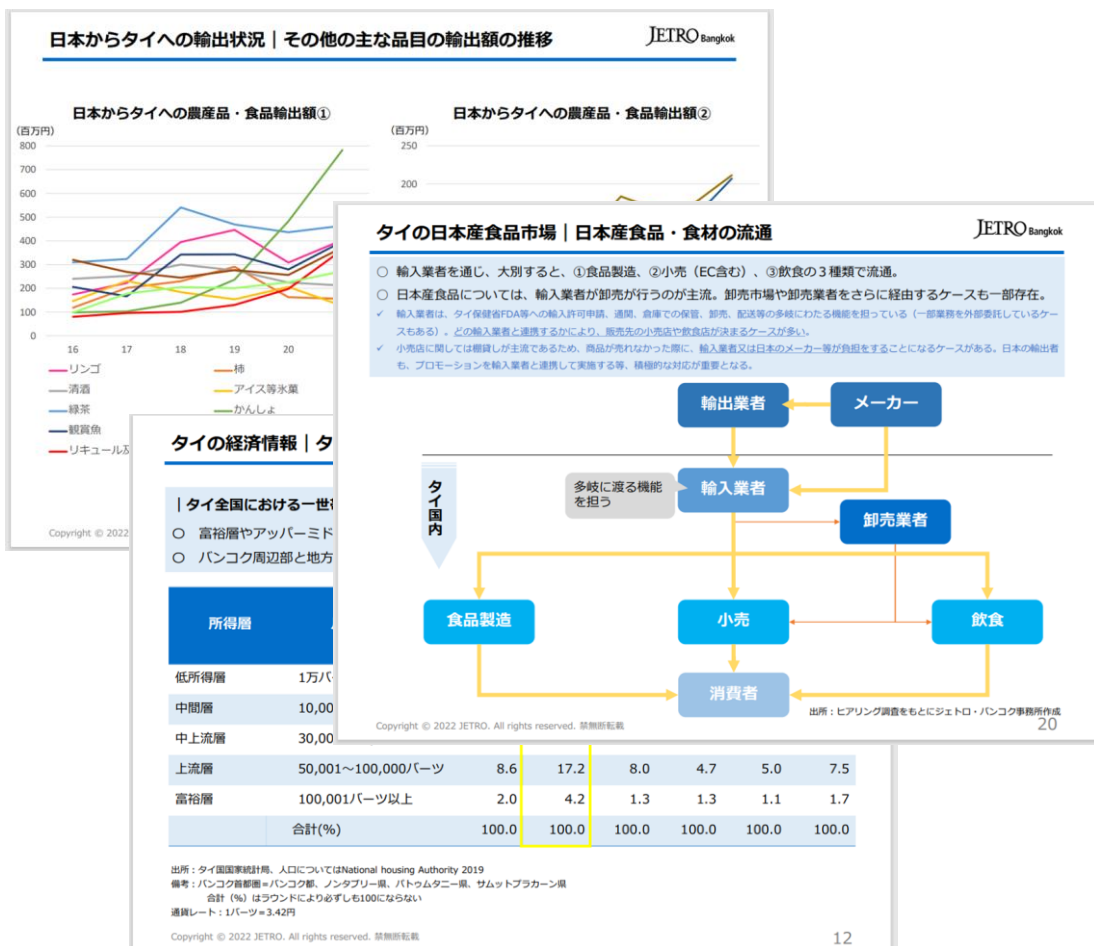


- ・個別具体的なテーマごとに、現場の運用実態についての情報も網羅した内容で、必要に応じて調査会社等に委託し、調査・レポートを作成する。
- ・タイにおいては単なる規制内容の理解だけでは不十分。「前回は輸出ができたのに、今回は輸出できないと言われ却下された」という相談が非常に多い。現場担当官の解釈が分かれることも多い。現場担当官の理解不足が原因の場合もあり、輸入者が補足説明を行うことで許可される場合もある。
- ・円滑な輸入継続のためには、規制の運用実態について理解を深めることが不可欠。輸入に関する個別テーマごとの現場運用実態に関する情報を提供する。

円滑な輸入の継続、新たな商流の開拓を促進する

- ◆ タイへの農林水産物・食品の輸出に関する基本的な事項をまとめた「全体レポート」を公開。
- ◆ 「深掘りレポート」として、「タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査」を公開。
特に、タイ向け輸出に存在感を増している韓国産食品・農産物、いちごを対象に、商流、ブランディング、プロモーション手法等を調査。

全体レポートの例



タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査

主な調査項目

- 1) タイにおける韓国食品・青果物の流通状況
- 2) 韓国産いちご生産・輸出・販売に関する韓国政府の支援
- 4) 韓国産いちごの品種および品質管理
- 5) いちご輸出促進に関係する韓国政府関連機関の概要
- 6) 韓国産食品認知度向上・青果物販売促進に向けた活動
- 7) 韓国産食品・青果物販売促進に向けた活動
- 8) 韓国産及び他国産いちごへの評価ヒアリング 等

評価項目	日本産	韓国産	オーストラリア産	タイ産
1. 商品自体の評価項目:				
1.1 食味:	4.8	4.1	3.1	3.4
1.2 外観:	4.8	4.5	3.8	2.8
1.3 パッケージング:	4.6	4.4	3.5	2.8
1.4 コストパフォーマンス:	3.8	4.5	4.5	4.0
2. マーケティング関連の評価項目:				
2.1 販売プロモーション:	2.5	4.9	2.3	2.3
2.2 ブランディング:	4.0	4.5	2.3	2.7

【表】輸入業者4社による各国産いちごに対する評価（調査結果より抜粋）

- ◆ 8月にタイ輸出支援 P F のウェブサイトを立て上げ。タイへの輸入等に関する情報を一元化。
- ◆ カントリーレポート、ビジネス短信一覧、日本食レストラン調査等を掲載。

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 ▾ サービス ▾ 国・地域別に見る ▾ 目的別に見る ▾ 産業別に見る ▾

◆ > 農林水産物・食品の輸出支援ポータル > 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム > タイ・バンコク

農林水産物・食品の輸出支援ポータル

農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

タイ・バンコク



日本からのタイ向け農林水産物・食品輸出の実績は増加傾向にあり、近年、約400億円前後で推移しています。2021年の実績は441億円、世界7番目の輸出額で、前年の403億円から9.5%増加しました。また、タイにおける日本食レストランも増加を続けています。2021年にジェトロが行った日本食レストランについての調査によれば、タイには4,370店舗の日本食レストランが確認されており、昨年の4,094店舗から6.7%増加、特に地方においても伸びを見せています。タイでの日本食の裾野は確実に広がりを見せています。

一方、タイにおいては近年、新たな食品衛生関係の規制が度々発出され、より高い衛生水準が求められるようになってきました。こういった規制は、一般にタイ国内の農林水産物・食品のみを対象としたものではなく、海外からタイに輸入される農林水産物・食品も同様に対象になることから、日本からの輸出にも影響があります。

そこで、タイ・バンコクの輸出支援プラットフォームでは、以下の3つの機能を柱に、日本産農林水産物・食品の輸出支援に取り組むこととしています。

1. 輸入規制目安箱「タイ向け輸出相談窓口」の設置
2. 新規制情報収集・周知機能
3. 調査・レポート作成機能

▶ タイにおける日本産農林水産物・食品の輸出支援プラットフォームについての詳細 (1.0MB)

個別に相談したい | タイ向け輸出相談窓口

在タイ日本国大使館及びジェトロ・バンコク事務所は2022年8月2日、日本産農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の支援を行う「輸出支援プラットフォーム」の相談窓口を設置しました。タイ側輸入規制への対応をはじめ、輸入事業者等から解決を望む案件を受け付け、円滑なタイへの輸入貢献を目指します。ご相談は無料です。

ビジネス短信

2023年2月14日	遺伝子組み換え食品規制に係る説明会での新情報(タイ)
2023年1月27日	2023年第1回茶の関税割当結果を発表(タイ)
2023年1月12日	遺伝子組み換え食品規制の新たな運用明らかに、輸出支援プラットフォームで説明会を開催(タイ)
2022年12月26日	保健省、食品プラ容器や遺伝子組み換え食品に係るオンライン申請受け付け開始(タイ)

深掘レポート

・タイにおける他国産輸入青果物の輸入・販売・評価等調査(タイ) (4.9MB)

▶ ※過去の調査レポート全編

タイ国日本食レストラン調査

タイにおける日本食レストランの店舗数の推移や今後の見通しなどについてまとめています。

- ・ 2022年度
- ・ 2021年度

輸入規制・手続きを知りたい

▶ タイの食品輸入規制等について (※初心者向け) (1.5MB)

タイの食品輸入規制の概要をまとめた資料です。全体像や求められるGMP証明書など基礎的な情報をまとめていますので、まずはこちらをご覧ください。

▶ タイにおける食品規制及び手続ガイドブック

主にタイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックです。タイにおける食品カテゴリー・必要な書類、食品添加物等の規制、製造基準に関する規制、検疫・動物検疫など、多くの情報をまとめています。

▶ 日本からの輸出に関する制度 (品目別)

日本からタイに農林水産物・食品を輸出するにあたり、タイの輸入に関する諸規制を、品目、項目ごとに調べることができます。

▶ タイの関連法規

タイの食品輸入規制等に関する関連法規 (告示等) の日本語訳を掲載しています。

セミナー・イベント情報が知りたい | 商流開拓支援

ウェブサイト、QR
<https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th.html>



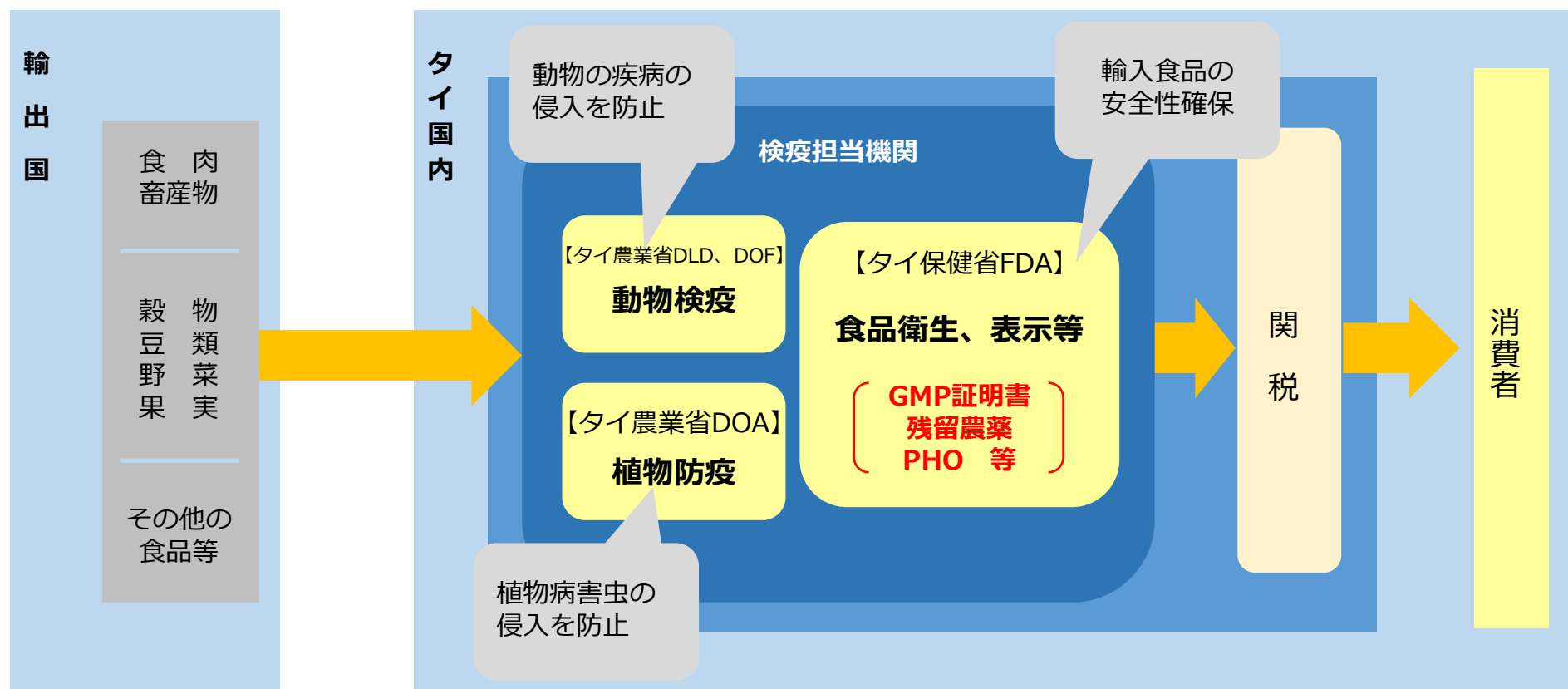
最近の各種規制の動向について

最近発出された規制
食品法改正に向けた動向等

JETRO Bangkok

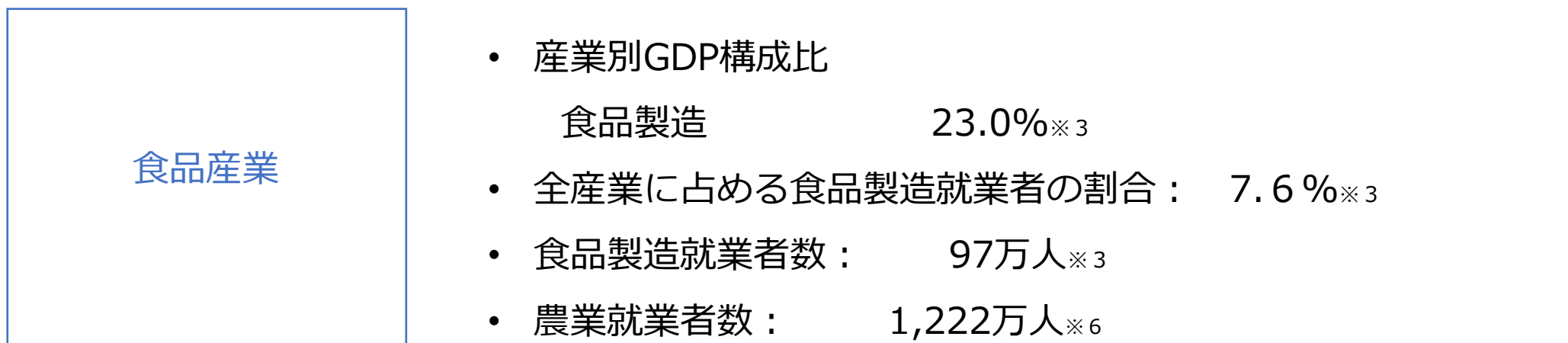
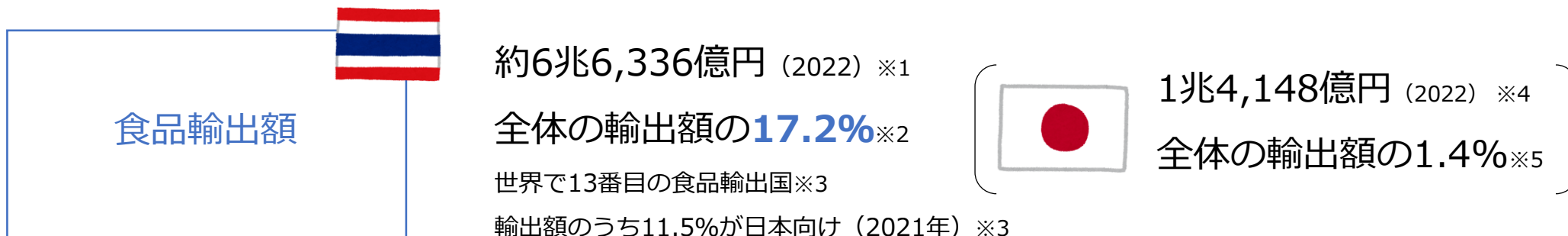
食品が輸入される際には、

- ① 動植物検疫による家畜の疾病や植物の病害虫の侵入を阻止
- ② 食品安全に関する基準への合致による食品の安全性の確保
- ③ 表示や商業的基準の確保について、検査等により確認された後、消費者の元に届けられる。



◆ タイ政府にとって、世界への食品輸出は重要。

◆ 一次産業の高度化・高付加価値化等を図るとともに、世界の規制潮流を迅速に自国に反映。



※1 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office、1USD=134.04円換算。

※2 タイ商務省 Trade Policy and Strategy Office

※3 NFI-FIC "Thailand Food Industry Profile 2021"

※4 財務省貿易統計をもとに農林水産省作成 「2022年の農林水産物・食品の輸出実績の概要」

※5 財務省貿易統計をもとにジェトロバンコク事務所計算。

※6 タイ国国家統計局 2022

2-1 近年公布・施行された食品関連規制の例（2018～2021）

告示等	施行	概要
保健省告示第386号	2018年8月施行 (2019年8月本格施行)	青果物の選別・梱包施設に関する基準を設定、輸入品に関する証明書の要求
保健省告示第388号	2019年1月施行	部分水素添加油脂（PHO）の使用を禁止 【2-2に詳細】
保健省告示第394号	2019年4月施行	GDA（Guideline Daily Amounts、1日の栄養摂取量ガイドライン）表示が必要な食品の範囲を拡大
輸入通関時の青果物の 残留農薬検査のガイドライン	2020年8月運用開始	青果物の通関時におけるサンプル抽出・残留農薬検査を開始 【2-3に詳細、3-5に関連情報】
保健省告示第414号	2020年11月施行	カドミウム等、食品中の汚染物質に関する規制を改正
保健省告示第416号	2021年1月施行	サルモネラ等、食品中の病原菌に関する規制を改正
保健省告示第418号	2020年10月施行	食品添加物に関する使用条件等の改正
保健省告示第419号	2021年6月施行	パラコートやクロルピリホス等といった農薬成分の食品中からの検出禁止
保健省告示第420号	2021年4月施行 (2021年10月本格施行)	食品製造施設に求める基準に関する9本の告示を統合・改編 【2-4に詳細】

- ◆ 部分水素添加油脂（PHO）は使用禁止。
- ◆ 日本はPHO規制がないため、タイ向け輸出では新たな対応が必要。

各国の状況※

食品中のトランス脂肪酸に制限を設ける規制を講じている国

Best-practice TFA policy: Legislative or regulatory measures that limit industrially produced TFA in foods in all settings, and are in line with the recommended approach

アメリカ、イギリス、カナダ、フランス、ドイツ、シンガポール、タイ等 **41か国**

タイの規制 (2019年1月～)

- **部分水素添加油脂(PHO)使用禁止。**
- 油脂を使用した製品については、部分水素添加油脂(PHO)を使っていない旨の製造事業者のレターが輸入時に必要。
- PHO使用の可能性のある食品の例（タイ保健省FDAのガイドライン）
マーガリン / ショートニング / 水素添加油脂 / パイ、パフ、パン菓子、ケーキ、クッキーなどのベーカリー製品 / 部分水素添加油脂を使用し、油を使って揚げた食品（例：揚げドーナツ） / ラベルの主要原材料表示に「マーガリン、ショートニング、植物油を原材料として含む」と記載されている食品

※ WHO TFA Country Score Card <https://extranet.who.int/nutrition/gina/en/scorecard/TFA>

出所：タイの法令などをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

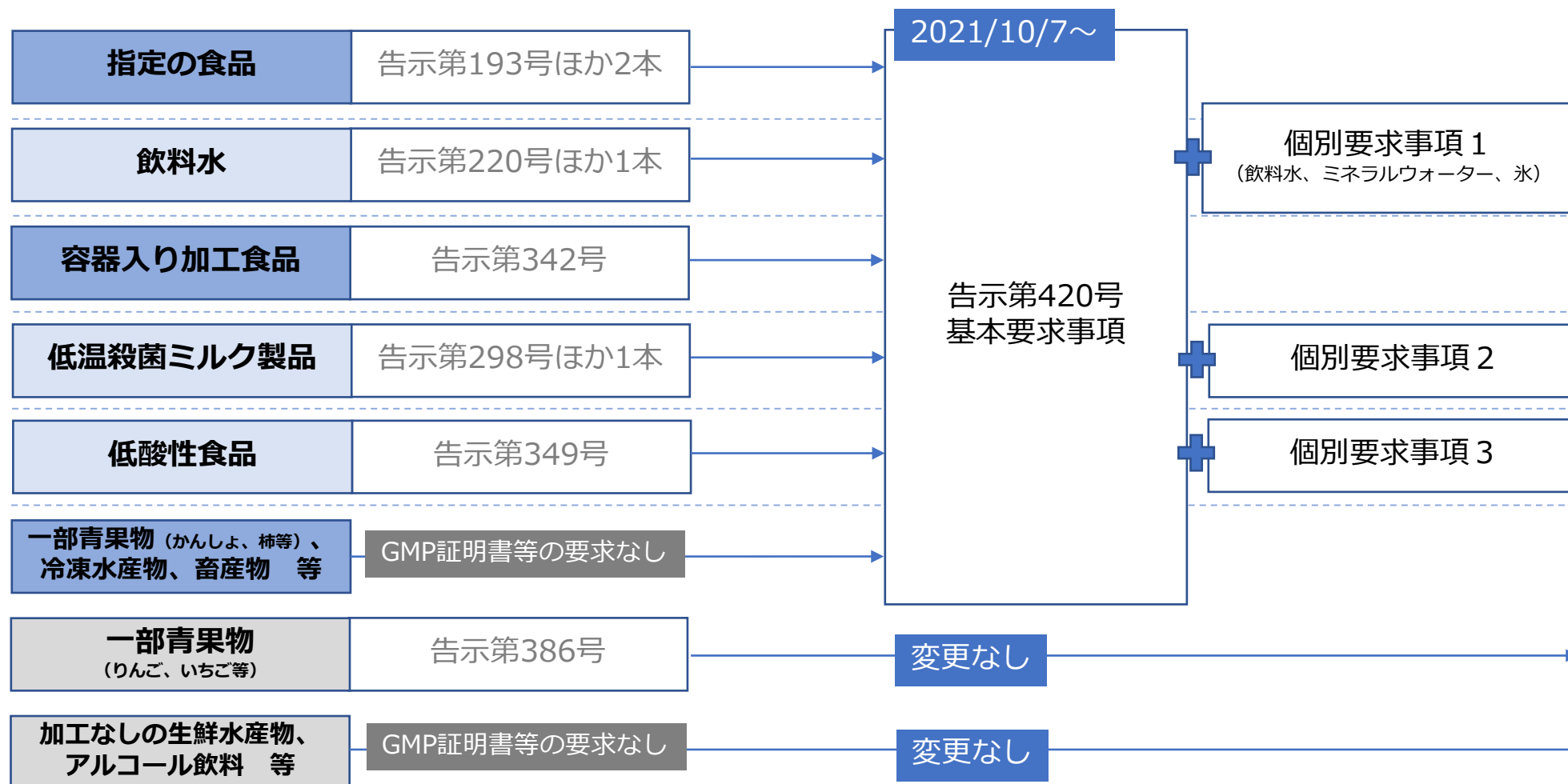
- ◆ 海港では頻繁に、空港では時々、通関時にサンプル抽出（2kg程度）が行われ、簡易テストキットによる検査や、検査分析機関による検査等が実施されている。

【参考】タイにおける輸入時の残留農薬検査の概要（2020年8月1日開始）※

<p>Very High Risk</p>	<p>問題が検出されたリストに含まれている (特定事業者の) 野菜・果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 過去に問題が検出された成分について、①輸入者負担でタイの指定検査機関での検査、又は、②輸入元国（日本等）での検査+検査分析証明書（COA）の提示。 • 問題がないことが確認できるまで商品流通は不可。
<p>High Risk</p>	<p>タイ政府指定の品目 ※定期見直し</p> <p>野菜：ハウレンソウ、セロリ、コリアンダー、カイラン、スナップエンドウ 果物：ライチ、サクランボ、ザクロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ①タイ政府によるサンプル抽出+分析機関による134成分の検査の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で指定成分（5～16成分）の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 • ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。
<p>Low Risk</p>	<p>上記以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ①タイ政府によるサンプル抽出+検査キット(GT-Pesticide test kit、GPO-TM/2 kit)を用いた検査（問題が確認された場合は分析機関による134成分の検査）の可能性、又は、②輸入元国（日本等）で134成分の検査+検査分析証明書（COA）の提示。 • ①の場合、検査結果が出る前に通関手続きが可能（商品流通後に、問題が発覚する可能性あり）。

2-4 保健省告示第420号：GMP証明書が必要に

- ◆ 製造等の基準を定める告示9本が廃止・統合・改編され、2021年2月に保健省告示第420号が公布。
- ◆ 輸入時に食品の製造施設に関する証明書（GMP証明書等）が求められる食品の範囲が拡大（アルコール飲料、生鮮水産物以外のほぼ全ての食品について求められる）。
- ◆ 新規の製造者・輸入者は2021年4月11日から、**既存の製造者・輸入者は2021年10月7日から適用**※



出所：タイの法令や政府ヒアリングをもとにジェトロ・バンコク事務所作成

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

※保健省告示第420号施行日（2021年4月11日）前に、食品製造許可証（orr2）、食品製造施設番号（sorbor1）、食品製造施設番号証明書（sorbor1-1）、食品輸入許可証（orr7）を取得していたか否かで判断。

2-4 日本からの輸出を想定した場合の代表的な証明書例

規格・証明書名 (※1)	告示420号 (※2)				根拠・補足
	基本	個別 1	個別 2	個別 3	
ISO 22000 FSSC 22000	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
JFS-C JFS-B	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。
農林水産省 GMP証明書	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 取得の手続きは農林水産省ウェブサイトを参照。
食品衛生法に基づく 営業許可証	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省食品検査所ウェブサイト」に様式例が記載されている。 営業許可証の写しを入手・英訳したのち、在タイ日本大使館で原本の写しであることの証明・翻訳証明(※)を受ける必要。 <p>※ 正式名称：翻訳形式の宣誓式署名証明 https://www.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consular_shoumei.html#%E5%AE%A3%E8%AA%93%E5%BC%8F</p>
告示386号に 使用可能な証明書 (青果物)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」に使用可能である旨が明記。 386号の対象となる生鮮野菜・果物以外の生鮮野菜・果物の輸入においても、告示386号に使用可能な証明書は告示420号にも使用可能。
食肉衛生証明書 (牛肉・豚肉)	○	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 使用可能な証明書の例として「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」に掲載されている。 食肉衛生証明書は従来から牛肉・豚肉の輸入に必要とされていた書類であるため、牛肉・豚肉の輸入のために別途GMP証明書を用意する必要は無くなった。ただし、2021年11月29日以降に発行されたものである必要。(420号対応に向けて様式を変更したため。)

※1 上記に示したのはあくまで例であり、上記以外にも使用可能な証明書は多数存在。詳しくは「保健省告示第420号に規定する基準と同等以上の食品製造システム規格の例」や「保健省食品検査所ウェブサイト」を参照。

※2 使用可能としてタイ保健省FDAに確認が取れているものであるが、個別の製品ごとの使用可否はFDA担当官が判断を行う。

- ◆ 使用可能な証明書については、「保健省告示第420号に基づく食品輸入に関するガイドライン」で基準が定められている。
- ◆ この基準に合致しないと担当官が判断した場合、使用が認められないケースもある。

【発行者に関する規定】

- 製造者の国の担当政府機関 (Competent Authority)
- 製造者の国の担当政府機関から認められたその他の機関
- 国際認定フォーラム(International Accreditation Forum; IAF)のメンバーで、IAFから認められた認定機関 (Accreditation Body ; AB) から認定された認証機関 (Certification Body ; CB)

のいずれかが発行した証明書である必要。

- 証明書の発行機関がこれらのいずれにも該当しない場合、当該証明書の規格自体は告示420号の求める基準を満たしていても、使用が認められない。

【記載事項に関する規定】

- 製造施設の名称及び所在地
- 告示420号に規定する基準と同等以上の製造システム規格
- 輸入する食品の種類又はタイプをカバーする認証の範囲
- Manufacturing, Processing など認証を受けた活動
- 証明書の発行機関
- 認証日及び認証の有効期限（認証の有効期限が記載されていない場合、このCertificateの有効期間は、文書の発行日又は認証の適用日から1年以内とする。）

- 例えば証明書の認証範囲が商品Aの製造業であった場合、当該証明書を使用して商品Bの輸入はできない。
(商品Bを認証範囲に含む証明書が必要。)

が記載されている必要。

3-1 近年公布・施行された食品関連規制の例（2022～）

告示等	施行	概要
保健省告示第435号	2022年6月施行 (2025年6月猶予期間終了)	食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を改めるとともに、再生プラスチックの使用を解禁し品質等を規定 【3-2に詳細】
保健省告示第431号 保健省告示第432号	2022年12月施行	遺伝子組み換え生物を食品に使用する場合の基準や手続きを新たに定め、ラベル表示も規定 【3-3に詳細】

【パブコメが行われたもの（近日中に告示が出る可能性あり）】

告示案等	パブコメ締切	概要
食品添加物の使用基準の改訂案	2022年3月1日まで	https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/517a678ab0a05948.html
チョコレートおよびチョコレート製品	2022年4月5日まで	【続報】2月21日、FDAウェブサイトにて、2本の告示案について食品委員会による検討が完了し、保健大臣が承認するプロセスにあると発表。施行日は官報掲載日の翌日となる。 https://www.fda.moph.go.th/sites/food/SitePages/View.aspx?T=FoodNews&TF=1&IDdata=234
ココアが含有する製品		
食品添加物の使用基準、条件、方法、比率の規定	2022年11月1日まで	https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/10/3ecb666c454b21fd.html
包装食品のラベル表示	2022年11月30日まで	
栄養表示ラベル		
機能性表示 【3-4に詳細】		
残留有害物質を含有する食品		
ミネラルウォーター		
【農業・協同組合省】植物防疫における Vaccinium 属植物（ブルーベリー、クランベリー、ビルベリー等）の生果実の取扱いについて	2023年4月3日まで	すべての国からの Vaccinium 属植物（ブルーベリー、クランベリーなど）の生果実を植物検疫法上の輸入禁止品として指定する。食用の加工品、冷凍果実は禁止品から除外。 http://info.doa.go.th/quan/

タイ保健省は6月17日、保健省告示435号「[食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格に関する告示](#)」（日本語仮訳）を官報に掲載、翌6月18日から施行した。同告示については、2022年3月まで告示案に対する意見公募が行われていた（[2022年3月1日記事参照](#)）。

保健省告示435号においては、従来の保健省告示第295号「[プラスチック容器包装の品質規格](#)」（英訳）を廃止したうえで、**輸入食品を含め、食品に使用するプラスチック容器包装の品質および規格を新たに定めており、その詳細をプラスチックの種類別に付属表1に規定している。付属表1に規定された種類以外のプラスチックの使用には、安全性評価結果報告書などが必要**とされている。また、従来禁じられていた再生プラスチックの使用が認められており、その品質や規格、条件が定められている。

なお、**保健省告示435号の施行日（2022年6月18日）から3年間は、従来の保健省告示295号と同等の品質・規格（保健省告示435号の付属表2に規定、注）のプラスチック容器包装の使用も認める**とする猶予期間が設けられている。

[ジェットロは日本の農林水産省と連携し、日本で製造された食品に使われているプラスチック容器包装が保健省告示435号付属表1に規定された種類・規格に適合しているかどうかの確認を進める](#)予定だ。

（注）今回施行された保健省告示435号においては、告示施行日から3年間は付属表2に基づくプラスチック容器包装の使用を許可するとされているが、この付属表2の内容は、従来の保健省告示295号に規定されている品質・規格を転記したものとなっている。

【規定のあるプラスチックの種類一覧】

1. ポリ塩化ビニル (polyvinyl chloride)
2. ポリエチレン (polyethylene)
3. ポリプロピレン (polypropylene)
4. ポリスチレン (polystyrene)
5. ポリ塩化ビリニデン (polyvinylidene chloride)
6. ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)
7. ポリカーボネート (polycarbonate)
8. ポリアミド (polyamide) 又は ナイロン (nylon)
9. ポリビニルアルコール (polyvinyl alcohol)
10. ポリメチルメタクリレート (polymethyl methacrylate)
11. ポリメチルペンテン (polymethyl pentene)
12. メラミンホルムアルデヒドポリマー (melamine-formaldehyde polymer)
13. 牛乳又は乳製品収納用プラスチックの食品接触面は、次の種類のプラスチックとする。
 - 13.1 ポリエチレン (polyethylene)
 - 13.2 エチレン・1-アルケン共重合樹脂 (ethylene1-alkene copolymerized resin)
 - 13.3 ポリプロピレン (polypropylene)
 - 13.4 ポリスチレン (polystyrene)
 - 13.5 ポリエチレンテレフタレート (polyethylene terephthalate)

○2022年7月26日付ビジネス短信
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/679653dea284c55b.html>

付属表1 の各種表	内容
表1	各種プラスチックの食品への溶出移行に関する品質又は規格
表2	重金属の移行に関する品質又は規格
表3	芳香族第一級アミン類の移行に関する品質又は規格
表4	特定種プラスチック容器包装の特定物質の移行に関する品質又は規格

◆ 告示431号付属資料1に記載の遺伝子組換え生物由来の食品、もしくは規定の機関による食品生物学的安全性評価を行った遺伝子組換え生物由来の食品**以外の**遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を禁止。

◆ 該当しない遺伝子組換え生物由来食品の製造・輸入・販売を行うには、規定の機関による食品生物学的安全性評価に合格し、また、保健省食品・医薬品委員会事務局に必要書類を提出する必要。

◆ 告示432号は「遺伝子組換え生物由来食品」のラベル表示について規定。（本告示の施行以前に遺伝子組換え生物由来食品の製造、または輸入の認可を受けていた場合には、猶予期間を設けており、本告示施行日から2年以内に限り認可を受けたラベルで販売を継続可能。）

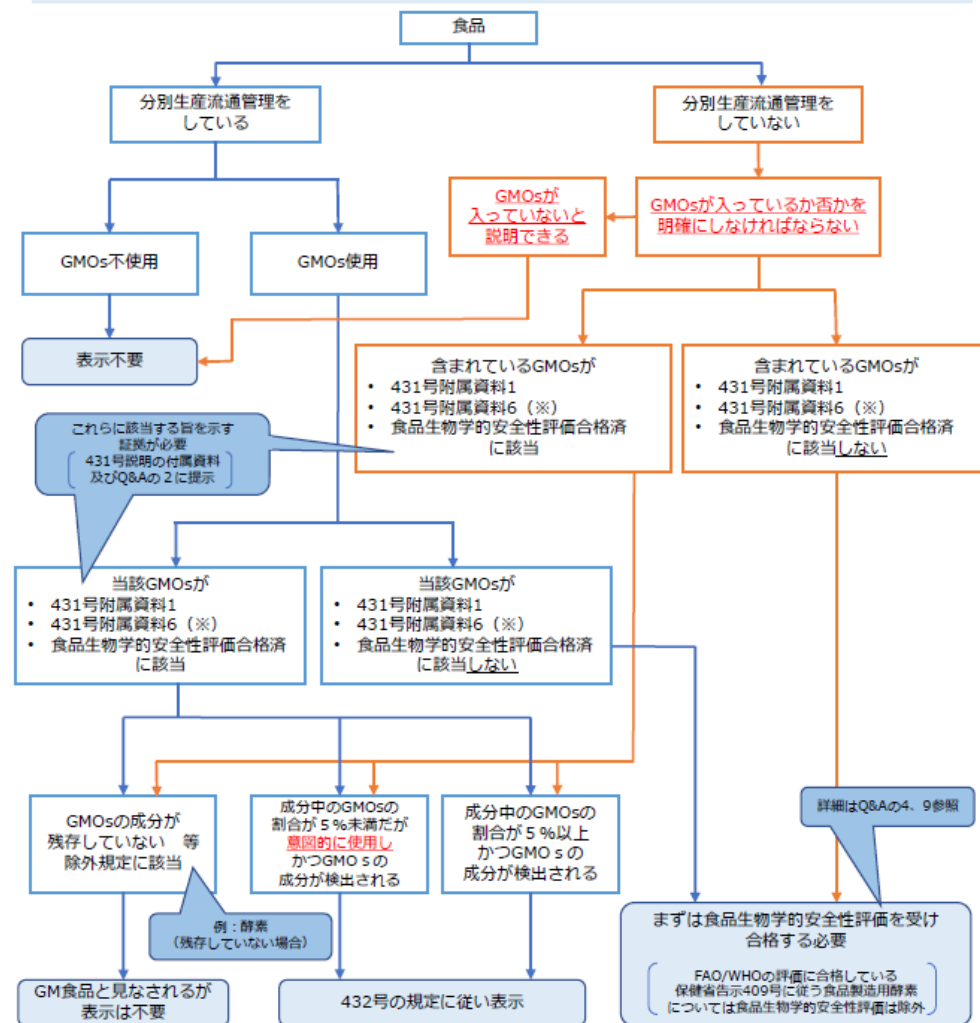
◆ 1月24日には、FDA担当官を招いた説明会実施。

タイPFでは本規制に関する解説資料を作成しており、詳細についてはビジネス短信やその添付資料を参照のこと。

4 日本からの輸出を想定した場合のフロー図

2023年2月10日時点

- これらの情報をもとに、日本からの輸出を想定した場合のフロー図は以下のとおり。
- 告示上、「分別生産流通管理をしていない（いわゆる遺伝子組換え不分別）」という考え方が存在しないことに留意。
- 個別の食品の取り扱いについてはタイ保健省に確認を行う必要。



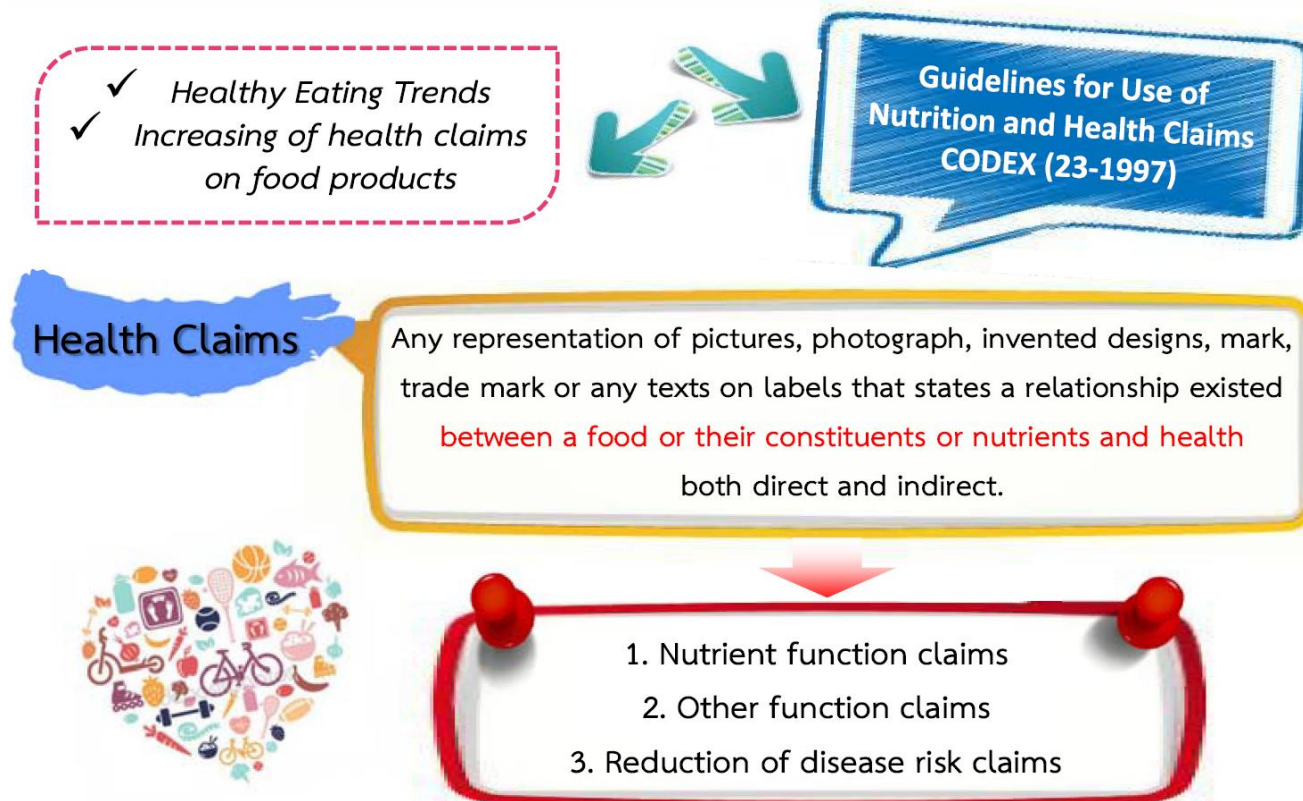
※ 付属資料6に掲載のものについては告示施行日から5年以内が期限。2027年12月4日以後は食品生物学的安全性評価を受け、合格していなければ製造・輸入・販売できない。

※※Q&Aによれば、告示の施行（2022年12月4日）より前に製造・販売・輸入の許可を得ていた遺伝子組み換え生物由来食品については、あらかじめFDAに書類や証拠を提出する必要がない（ただし、説明を求められた場合に備え、書類や証拠を所持しておく必要がある）。

Copyright © 2022 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

- ◆ 2022年11月30日まで、FDAは食品の「健康強調表示 (health claims)」に関する新規告示案について意見公募。意見公募結果も踏まえ、現在、FDA内部で告示案検討中。
- ◆ 「健康強調表示(health claims)」とは、直接的/間接的に健康に影響を与える食品または食品成分に関する文言、画像、写真、人工的な記号、標識、商標又は情報の表示を意味し、「栄養機能強調表示」「その他の機能強調表示」「疾病リスク低減強調表示」の3種類に分類される。

(Draft) Ministry of Public Health (MOPH) Notification entitled "Health Claims in Foods"



◆ 「栄養機能強調表示」「その他の機能強調表示」「疾病リスク低減強調表示」の具体的内容は、栄養成分と記載事項 (statement)が一覧となった告示別表1,2,3にそれぞれ準拠する必要。

Annex 1 List of Nutrient Function Claims

ข้อความกล่าวอ้างหน้าที่ของสารอาหาร

28 nutrients
35 statements

อันดับ	สารอาหาร	ข้อความกล่าวอ้างภาษาไทย	ข้อความกล่าวอ้างภาษาอังกฤษ
1	โปรตีน (Protein)	1.1 โปรตีนจำเป็นต่อการเจริญเติบโตและช่วยซ่อมแซมส่วนที่สึกหรอของร่างกาย 1.2 โปรตีนให้กรดอะมิโนที่จำเป็นต่อการสร้างโปรตีนชนิดต่างๆ ในร่างกาย 1.3 โปรตีนมีส่วนช่วยคงสภาพปกติของกระดูก 1.4 โปรตีนมีส่วนช่วยเสริมสร้างและคงสภาพของมวลกล้ามเนื้อ	1.1 Protein contributes to a growth and help repair body tissue. 1.2 Protein contributes to a source of essential amino acids for body protein synthesis. 1.3 Protein contributes to the maintenance of normal bones. 1.4 Protein contributes to growth and maintenance of muscle mass.
2	ใยอาหาร (Dietary fiber)	2.1 ใยอาหารเพิ่มกากในระบบทางเดินอาหาร ช่วยกระตุ้นการขับถ่าย	2.1 Dietary fiber contributes to an increase in fecal bulk in GI tract and stimulates the bowel movement.
3	วิตามินเอ (Vitamin A)	3.1 วิตามินเอมีส่วนช่วยในการเจริญเติบโตของร่างกาย	3.1 Vitamin A has a role in body growth

Annex 2 List of Other Function Claims

ข้อความกล่าวอ้างหน้าที่อื่น

6 substances
8 statements

อันดับ	อาหารหรือส่วนประกอบของอาหาร	ข้อความกล่าวอ้าง	เงื่อนไขการกล่าวอ้าง
๑	เบต้า-กลูแคนจากข้าวโอ๊ต/ข้าวบาร์เลย์	๑.๑ เบต้า-กลูแคนจากข้าวโอ๊ต/ข้าวบาร์เลย์มีส่วนช่วยลดการดูดซึมคอเลสเตอรอล (Beta-glucans from oat/barley contribute to the reduction of cholesterol absorption.)	อาหารที่จะแสดงข้อความกล่าวอ้างดังกล่าว ต้องมีเบต้า-กลูแคนจากข้าวโอ๊ต ว่าข้าวโอ๊ต ข้าวบาร์เลย์ ว่าข้าวบาร์เลย์ ในลักษณะวัตถุควบคุมธรรมชาติที่ไม่ได้ผ่านการแปรรูปหรือผ่านกระบวนการเล็กน้อย อย่างน้อย ๑ กรัม ต่อหนึ่งหน่วยบริโภค หรือคือ ๑๐๐ กรัม หรือ ๑๐๐ มิลลิลิตร ๒. ต้องไม่ใช่เบต้า-กลูแคนที่ได้จากการบวนการสกัดหรือทำให้เข้มข้น ๓. ต้องแสดงข้อความ “ควรวีโกลแคบตัว-กลูแคน ๓ กรัมต่อวัน”
๒	ไฟโตสเตอรอล/ไฟโตสเตานอล	๒.๑ ไฟโตสเตอรอล/ไฟโตสเตานอลมีส่วนช่วยลดการดูดซึมคอเลสเตอรอล (Phytosterols/Phytostanols contribute to the reduction of	๑. ชนิดอาหารที่อนุญาตให้กล่าวอ้าง ๑) ผลิตภัณฑ์ของนม เช่น นมปรุงแต่ง นมเปรี้ยว และโยเกิร์ต ๒) ผลิตภัณฑ์เบเกอรี่ และไขมันของแข็ง

Annex 3 List of Reduction of disease risk claims

ข้อความกล่าวอ้างการลดความเสี่ยงของการเกิดโรค

2 foods
4 statements

อันดับ	อาหารหรือส่วนประกอบของอาหาร	ข้อความกล่าวอ้าง	เงื่อนไขการกล่าวอ้าง
๑	อาหารที่มีโซเดียมต่ำหรือโซเดียมต่ำมากหรือปราศจากโซเดียม	๑. อาหารที่มีโซเดียมต่ำ อาจช่วยลดความเสี่ยงของความดันโลหิตสูง ซึ่งเป็นปัจจัยเสี่ยงของการเกิดโรคหลอดเลือดสมองและหัวใจ ผลลัพธ์ที่มีเป็นอาหารที่มีโซเดียมต่ำ หรือโซเดียมต่ำมาก หรือปราศจากโซเดียม (แล้วแต่กรณี) (A diet low in sodium may reduce the risk of high blood pressure, a risk factor for stroke and heart disease. This product is low in / very low in / free of sodium.)	อาหารที่จะแสดงข้อความกล่าวอ้างดังกล่าว ต้องเป็นไปตามเงื่อนไขของการกล่าวอ้าง “โซเดียมต่ำ” “โซเดียมต่ำมาก” หรือ “ปราศจากโซเดียม” ตามประกาศกระทรวงสาธารณสุขว่าด้วย ฉลากโภชนาการ
		๒. การบริโภคอาหารที่มีโซเดียมต่ำ อาจช่วยลด	

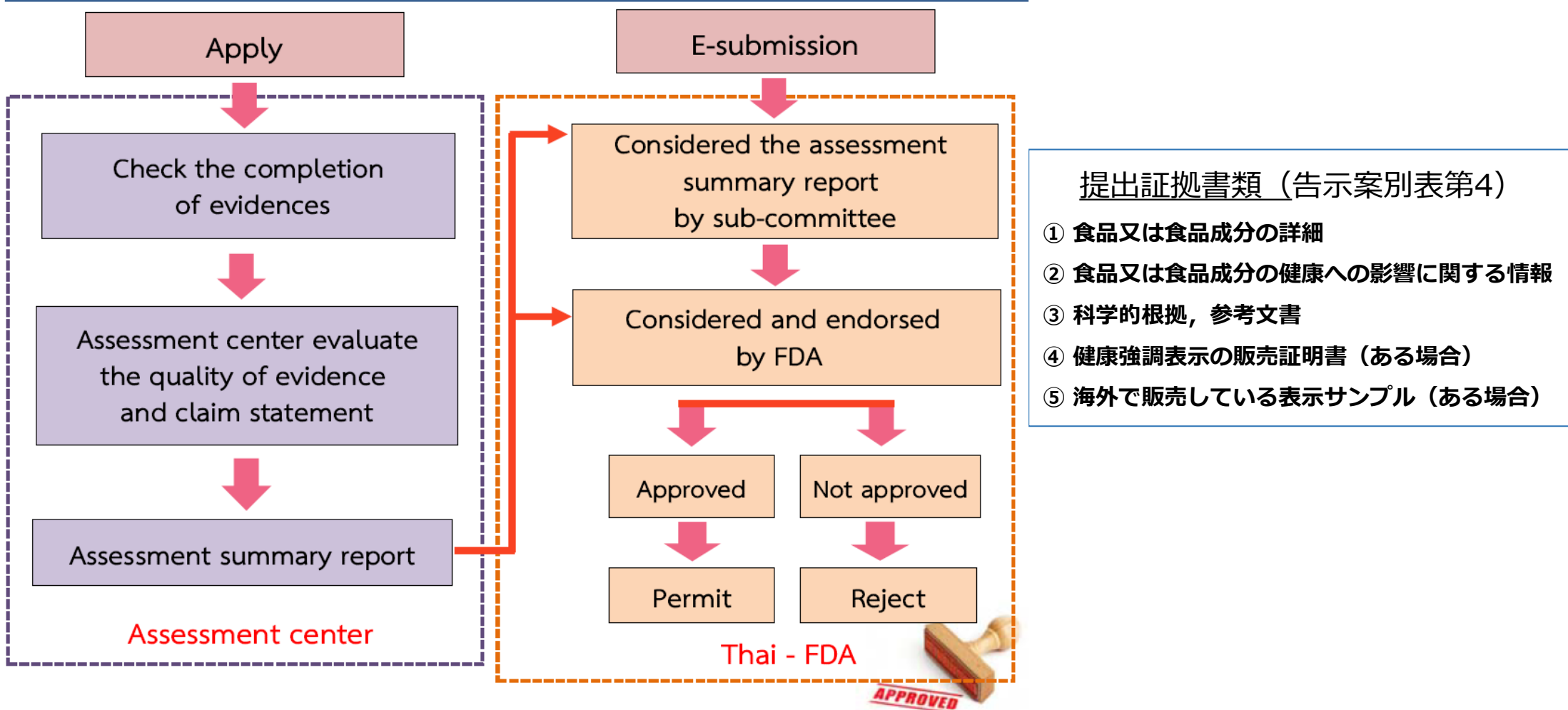
※FDA説明資料より抜粋

その他のポイント

- ① タイ語で文言表示。外国語の文言は、タイ語又は英語の翻訳認証を取得しなければならない。また、FDAの承認を得なければならない。
- ② 輸出向けに生産された食品には適用しない。

- ◆ 告示別表1,2,3以外の表示を行う場合には、FDAからの承認が必要。
- ◆ FDAの承認プロセスは、①FDAが指定する評価機関に評価申請を行う、②評価機関からの報告書とともに、必要書類（告示案別表第4）を添えてFDAに審査申請、③FDAにおいて検討、承認。

Approval Process of Health Claim Substantiation



- ◆ 青果物のタイ輸入に際しては、FDAが、港湾において「非常に高リスク」「高リスク」「低リスク」の3グループに分けて残留農薬検査を実施。現状、高リスク品目及び低リスク品目については、分析結果が判明する前であっても商品を流通させることが可能（留置無し）となっており、仮に分析によって基準値を超える残留農薬が検出された場合には、商品を回収することで対応。（→検査結果が判明するまでの間に既に消費されてしまっている可能性も排除できず。）
- ◆ そのため、タイ国内の消費者団体は、分析結果が出る前に流通を可とすることに対して見直しを求める意見をFDAに提出。現在、FDAでは、2～3日で分析結果が出るラボを探すことを含め、対応を検討中。

対象品目		全種類の生鮮野菜及び果物（米、麦、茶、乾燥及び冷凍された野菜及び果物は含まれない。）			
分類	該当品目	対象物質		留置の有無	その他
		通関の方法： 現地での分析	通関の方法： COA提示		
非常に高リスク	リストの特定事業者の生鮮野菜及び果物	過去に基準値超過した物質	過去に基準値超過した物質	有	現地分析は輸入者負担
高リスク	タイ政府が指定した生鮮野菜及び果物	タイ政府が指定した134物質	品目別にタイ政府が指定した物質	無	現地分析はタイ政府負担
低リスク	「非常に高リスク」「高リスク」に分類されない品目	簡易検査キットによる分析（結果次第でさらに134物質の分析）	タイ政府が指定した134物質	無	現地分析はタイ政府負担

- 現行食品法1979年の内容に食品安全等の観点から一定の限界があること等を理由に、タイ政府は食品法の改正案を策定。2019年に意見公募が行われ、食品産業関係者等から意見が募られた。
- 同改正案の骨子は2021年1月の閣議にて承認され、2023年2月時点国会にて審議されているが、報道によると現国会は3月中にも解散が予想されており、業界関係者からは今国会における改正案可決は間に合わないとの見方が強い。
- 食品法の改正案の成立後、関連の告示が改正される予定。食品医薬品局によると、食品法改正に伴い関連する告示が約50本公布される予定。

食品法改正の目的と主な変更ポイント

- ① 時代に沿ったアップデート
→ 手数料、罰則の引き上げ
- ② 現在すでに行われていることの明文化
→ 広告は現在も規制されているが改正法内で明確化
→ 製造・輸入にかかる審査の迅速化のため外部機関による審査
- ③ 新規の内容
→ 輸出用生産の対象拡大
- ④ 食品カテゴリーの変更

○手数料引き上げの例

項目	現行	改正案
食品製造許可証	10,000	100,000
食品輸入許可証	20,000	200,000

○罰則引き上げの例

項目	現行	改正案
食品製造、輸入、販売における基準、方法および条件に関する違反	10,000バーツ以下の罰金	100,000バーツ以下の罰金
ラベル表示に関する違反	30,000バーツ以下の罰金	300,000バーツ以下の罰金
食品製造許可証または食品輸入許可証に関する違反	3年以下の禁錮もしくは30,000バーツ以下の罰金、またはその併科	3年以下の禁錮もしくは300,000バーツ以下の罰金、またはその併科

※改正案の内容は意見公募時点のものであり、その後、修正されている可能性がある。

RCEP等の活用について

JETRO Bangkok

日タイ経済連携協定（JTEPA）の重要性

- 現在、日本からの農産物・食品については、**日タイ経済連携協定（JTEPA）等**の適用を受けることで、減税又は免税でのタイでの輸入が可能。タイ国内での価格競争力を有するため、**バイヤーから利用を求められるケースも**。
- JTEPAの適用には、日本商工会議所が発行する「**特定原産地証明書**」が必要。原料の一部に日本産以外のものを利用する場合等は、事前に適用の可否を確認することを推奨。
- なお、**茶や米など関税割当設定のある一部品目**については、事前に割当枠の取得が必要（割当外での輸入はJTEPA非適用）

○主な品目のJTEPA適用による関税率（2021年12月現在）

品目	米	牛肉	茶	野菜 (甘藷)	果実 (桃)	菓子 (ケーキ)	日本酒
通常関税	52 %	50 %	90 %	40 %	40 %	40 %	60 %
JTEPA	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
関税割当	あり	—	あり	—	—	—	—

JTEPAが適用できない場合、小売価格に大きな差が生じる
(一部輸入業者では、JTEPA適用を取引条件に設定することもあり)

◆ 2022年3月18日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/03/0ac64ff89a9176bb.html>)

日本の農林水産省は、2022年1月1日にタイや日本を含む10カ国で発効（2月1日に韓国、3月18日にマレーシアでも発効）した、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（[2022年1月6日記事参照](#)）の利用について、**日本産食品の輸出促進の観点から解説したセミナーの資料を、[同省ウェブサイト](#)に公開した。**

日本とタイの間ではすでに[日タイ経済連携協定（JTEPA）](#)などが締結されており、日本の農林水産物・食品のタイ向け輸出に関しては、RCEPを活用した場合の関税率は既結EPAの範囲内となっている（農林水産省ウェブサイト「[RCEP農林水産品輸出関連の主な合意内容](#)」を参照）。

他方、**RCEPの活用には、JTEPAなどにはないメリットもある**。具体的には、以下のとおり。

1. RCEPでは、締約国産の原材料を日本産原材料とみなすことが可能（累積）。**中国産および韓国産の原材料は、既存のEPAでは日本産原材料とみなされないが、RCEPでは日本産原材料とみなして使用できるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大。**
2. RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほか、経済産業省から認定を受けた輸出者が、自ら原産地証明書を発給する**認定輸出者制度**を採用。認定時には登録免許税が必要となるが、その後は自ら原産地証明書を発給できるため、**継続的に輸出を行う場合には費用・時間を節約できる可能性**がある。
3. RCEPでは可能な限り、48時間以内の貨物の通関（生鮮食品などの腐敗しやすい物品や急送貨物の場合は、6時間未満での貨物の引取り）を規定。

詳しくは、セミナー資料のほか、税関ウェブサイト「[RCEP協定原産地規則について（原産地規則ポータル）](#)」、ジェトロ作成の「[RCEP協定解説書](#)」、および農林水産省ウェブサイト「[EPA利用早わかりサイト](#)」を参照のこと。

- 2国間EPA、日ASEAN・EPA、CPTPPとは異なる**新たなEPA**
- 既存のEPAと関税率は同じでも、**RCEPの強みを活かすことで、ASEAN向け輸出におけるEPA利用機会を拡大**

RCEPでは、中国や韓国も参加しているため、**中国産や韓国産の原材料を使ってもEPAの利用が可能**

RCEPでは、ASEAN加盟国、中国、韓国、豪州、NZの材料を日本産材料とみなすことが可能（累積）。中国産や韓国産など既存のEPAでは日本産材料とみなされない材料もRCEPでは日本産材料とみなされるため、加工品を中心にEPAを利用できる可能性が拡大

	日タイ	日ASEAN	RCEP
累積可能な国数	2か国 (日本+タイ)	11か国 (日本+ASEAN)	15か国 (日本+ASEAN+ 中国+韓国+豪州+NZ)

●タイ向け輸出の場合

	関税率 (MFN)	2022年 日タイ 関税率	2022年 日ASEAN 関税率	2022年 RCEP 関税率
りんご	10.0%又は 3.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ぶどう	30.0%又は 15.0THB/kgの 高い方	0.0%	0.0%	0.0%
ソース混合調味料	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%
豆腐入り 即席味噌汁	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%

RCEPでは、認定輸出者自己証明を使えば、**自分で証明書の作成が可能のため、即日発給も可能**

RCEPでは、日本商工会議所が原産地証明書を発給する第三者証明のほかに、経済産業省から認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を発給する認定輸出者自己証明を採用。既存のEPAでは、原産地証明書の取得に時間・費用を要していたが、RCEPでは自ら発給すればコストがかからない上、即日発給も可能なため、急な注文でもEPAの利用が可能。

	日タイ	日ASEAN	RCEP
証明方法	第三者証明	第三者証明	・ 第三者証明 ・ 認定輸出者自己証明 ・ 自己申告*

	第三者証明	認定輸出者自己証明
概要	日本商工会議所が 証明書を発給	経済産業省の認定を受けた 輸出者が証明書を発給
発給時間	最短翌日以降	即日発給可能
発給費用	基本料2000円 + 数量加算(1 産品500円)	無料 (認定時に登録免許税 9万円が必要)
特徴	・ 日商が確認する安心感 ・ 発給に費用や時間がかかる	・ 即日発給可能 ・ 発給費用無料(登録免許税が必要) ・ 日商の確認なし

※自己申告は、豪州とNZへ輸出する場合のみ利用可。

◆ 2022年12月13日付ビジネス短信 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/12/87bdf0d3b6f75dff.html>)

日本の農林水産省と経済産業省は12月6日、経済連携協定（EPA）を利用して青果物などを輸出する際の特定原産地証明書の国内発給手続きを簡素化したと発表した（[農林水産省](#)、[経済産業省](#)）。日本からタイ向けに輸出する場合、日タイ経済連携協定（JTEPA）、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が対象となる。

EPA特惠税率を利用して日本産品を輸出するには、輸出業者は日本商工会議所から、輸出産品が日本原産との原産品判定を受けて、特定原産地証明書の発給を受ける必要がある。

これまでは、日本原産との原産品判定を受けるには、輸出業者は署名入りの生産証明書または青果物などの購入先から入手した仕入書などを日本商工会議所に提出することが求められ、その場合には生産者の氏名や住所などの生産者情報も併せて提出する必要があった。今回の手続き簡素化により、仕入書などを活用する場合、これまで必要とされていた生産者情報の提出が不要となり、県名などの原産地情報の記載があれば、日本原産との原産品判定が可能となった。

また、2回目以降の輸出では、日本原産と一度判定された産品と同一の原産地の産品であれば、再度の原産品判定を行うことなく、過去の判定結果を利用して特定原産地証明書の発給申請が可能。

対象品目は、HSコード 7類（野菜）、8類（果実）、9類（茶等）、10類（コメ等穀物）、11類（米粉等）。

詳しくは、農林水産省ウェブサイト「[EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！](#)」を参照。

生鮮野菜や果実は仕入書等の原産地情報でEPA利用手続きが可能となります。

EPAの利用手続

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、輸出者は日本商工会議所に、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類を提出して原産品判定を受けた上で、**第一種特定原産地証明書の発給申請**を行う必要があります。

☞日本商工会議所では、原産品判定に当たって、必要に応じて生産者情報を確認します。

☞生鮮野菜や果実について、協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として仕入書等を利用する場合、仕入書等の原産地表示に基づき第一種特定原産地証明書の発給手続きが可能となります。

1. 仕入書等の産地で原産品判定

仕入書等の原産地で原産品判定を行う際は、食品表示法に基づく原産地の記載で協定に基づく原産品であることを確認し、原則、生産者情報の提出は不要です。

農林商事 様

令和4年9月〇日

(株) 野菜果物 様

住所: 東京都〇〇区〇〇
電話: 03-0000-0000
担当: 野菜 太郎

仕入書

商品名	原産地	数量	単価	仕入税
りんご	青森	〇	〇〇	〇〇
メロン	静岡	〇	〇〇	〇〇
ぶどう	山梨	〇	〇〇	〇〇
春菊	千葉	〇	〇〇	〇〇
合計				〇〇〇〇

仕入書等の原産地で判定

- ・青森県産りんご
- ・静岡県産メロン
- ・長野県産ぶどう
- ・千葉県産春菊

2. 同一原産地であれば原産品判定なしで発給申請

仕入書等の原産地で判定済みの産品と同一原産地の産品については、過去の判定結果を利用して第一種特定原産地証明書の発給申請が可能で、原産品判定は不要です。

原産地で判定済みの産品は、過去の判定結果で原産地証明書の発給申請が可能

- ・青森県産りんご (Apple - Aomori)
- ・千葉県産春菊 (Garland Chrysanthemum - Chiba)

INVOICE				
Seller		Date		2022/10/〇
Hanako Yasai Overseas Business Div.		Invoice No.		*****
Shipped Per		AIR FREIGHT		
Terms of Payment		T/T Remittance		
Trade terms				
Remarks				
THAILAND				
Description	HS Code	Quantity	Unit Price (JPY)	Amount
1. Apple - Aomori	080810	〇	〇	〇
2. Melon - Hokkaido	080719	〇	〇	〇
3. Grape - Nagano	080610	〇	〇	〇
4. Garland Chrysanthemum - Chiba	070999	〇	〇	〇
Number of piece: 〇				
Net weight(Kg) 〇				
Signature				
Total amount JPY 〇〇		NOURN Trading Co., Ltd.		

第一種特定原産地証明書とは？

EPAを利用して日本産品を輸出するためには、この産品がEPAに規定される原産品の要件を満たす必要があります、このことを証明する書類として日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」といいます。

(注) 当該輸出産品の仕入書等は、協定ごとに定められた期間保存する義務があります。輸入国から要請があった場合、輸出産品が協定に基づく原産品であることを明らかにする書類として必要です。

(出所) 農林水産省ウェブサイト「EPAを利用するための原産地証明書が取得しやすくなりました！」添付資料より (https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/EPA/epa_co_shutoku.html)

- ◆ 本資料は、日本からタイへの食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、タイ政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。
ジェトロ・バンコクは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆ 実際の輸出・販売を行う際には、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

日本貿易振興機構（バンコク）